
平成27年 第4回 (定例) 周防大島町議会 会議録 (第2日)

平成27年12月17日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

平成27年12月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 日程第3 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(討論・採決)
- 日程第4 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)
(討論・採決)
- 日程第5 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(討論・採決)
- 日程第6 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 日程第7 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 日程第8 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
(討論・採決)
- 日程第9 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
(討論・採決)
- 日程第10 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
(委員長報告・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について (委員長報告・討論・採決)
- 日程第13 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第14 議会広報編集特別委員会委員の辞任について
- 日程第15 同意第1号 周防大島町監査委員 (議会選出) の選任につき同意を求めることにつ

いて

日程第16 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について

日程第17 議員派遣の件について

追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第2 議会広報編集特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）（討論・採決）

日程第3 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）

日程第4 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）

日程第5 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）

日程第6 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第7 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第8 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）

日程第9 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）

日程第10 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）

日程第11 議案第11号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
（委員長報告・討論・採決）

日程第12 議案第12号 周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について（委員長報告・討論・採決）

日程第13 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について

日程第14 議会広報編集特別委員会委員の辞任について

追加日程第2 議会広報編集特別委員会委員の選任について

日程第15 同意第1号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

日程第16 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について

日程第17 議員派遣の件について

出席議員（16名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 平川 敏郎君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |
| 5番 久保 雅己君 | 6番 中本 博明君 |
| 7番 魚原 満晴君 | 8番 今元 直寛君 |
| 9番 松井 岑雄君 | 10番 平野 和生君 |
| 11番 吉田 芳春君 | 12番 濱本 康裕君 |
| 13番 新山 玄雄君 | 14番 小田 貞利君 |
| 15番 尾元 武君 | 16番 荒川 政義君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 事務局長 福田 美則君 | 議事課長 中村 和江君 |
| 書記 岡本 義雄君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|----------------------|
| 町長 …………… 椎木 巧君 | 代表監査委員 …………… 西本 克也君 |
| 副町長 …………… 岡村 春雄君 | 教育長 …………… 西川 敏之君 |
| 公営企業管理者 …………… 石原 得博君 | 総務部長 …………… 奈良元正昭君 |
| 産業建設部長 …………… 池元 恭司君 | 健康福祉部長 …………… 松本 康男君 |
| 環境生活部長 …………… 佐川 浩二君 | 久賀総合支所長 …………… 松田 博君 |
| 大島総合支所長 …………… 佐本 洋二君 | 東和総合支所長 …………… 迎 智可志君 |

会計管理者兼会計課長 …………… 木村 秀俊君
教育次長 …………… 岡野 正徳君 公営企業局総務部長 … 藤田 隆宏君
総務課長 …………… 佐々木義光君 財政課長 …………… 中村 満男君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。12月10日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が3名でありますので、通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。

私は、人口減少、周防大島町の未来はと題しまして、人口減少の克服と行政改革大綱の進捗状況と今後の課題について伺いたします。

さて、国の有識者の集まりであります民間研究機関日本創生会議が今から26年後、2040年に約51%にも及ぶ市町村が消滅する可能性があるとの指摘が、政府に対して行ったという報道がありました。

その削減の危機896自治体の中に周防大島町の名前がありました。県内では萩市、長門市、美祢市、上関町、平生町、阿武町、周防大島町を含めた7市町がありました。本町は特に県下で最も高い確率で消滅すると言われております。

以上のようなことで、周防大島町が消滅する自治体に当てはまっており、油断のならない情勢であり、危機的な状況にあります。これはまさに生き残りをかけた市町村の行政手腕、行政改革が求められています。

指摘された消滅の条件において、人口の自然減の原因では、本町の出生率、1人の女性が生涯に産む子供の数は国、県と比べて最も低く、若年層も大幅な減少により、生まれる子供の数が極端に少なく、また高齢者が多いことから、亡くなる人の数が増加傾向になっています。

人口の社会減では、本町は中高校卒業後の就職、進学先が少ないことから進学等による転出が著しい上に、卒業後に戻る若者が少ないことによる若年層の流出が大きな要因となっています。

去る8月27日、山口市で開催された山口県町議会実務研修会において、滅びゆく議会と生き残る議会をテーマに、環太平洋大学、林紀行准教授の講演において、このまま人口移動が収束しない場合、国立社会保障・人口問題研究所の資料では、人口の再生生産力を示す20歳から

30歳代の若年女性が本町では271人になると推計されています。

若い女性の数が半数以下になり、人口が1万人を切ると、高齢者は亡くなる一方で、生まれてくる子供の数は数十人から数百人にとどまるため人口は急減し、将来的には消滅可能性が高いというお話でありました。

短期的な取り組みで自然減を含めた人口減少を完全に食い止めることは不可能ではありますが、若年層の流出を中心とする社会減への対策が周防大島町の人口減少対策として極めて重要であります。

そのため人口減少対策としては、周防大島町の将来を担う若者を中心とする人材育成、確保に取り組む必要があります。第1次産業の振興と観光振興を中心とした元気な産業と安定した雇用の創出や観光交流を、交流人口の拡大を図り、若者の雇用の受け皿を進め、さらに子育て環境を初めとする生活しやすい環境の整備や人と人とのつながる地域づくりを進める必要が考えられます。

町も定住促進と人口対策につきましては、最重要課題と位置づけて取り組んでおりますが、これといった効果が望めていません。今後の人口将来展望等を目指すべき方向性について伺いたします。

次に、周防大島の未来を担う人づくりが重要事項の一つであります。将来を担う小中学生の郷土愛の醸成と職業観の育成のためのキャリア教育の一層の推進、学校教育の充実、次世代の教育の実現に向けた関係機関との連携強化、さらには近隣の企業における人材育成、確保をこれまで以上に積極的にしていかなければなりません。

将来の減少に歯どめをかける観点からもキャリア教育の果たす役割は大きなものがあると思います。つきましては、本町におけるキャリア教育の取り組みについて伺いたします。

次に、人口減少を克服し、本町の地方創生を実現するために、歴史と文化が香り自然と人が共生できる美しい島を基本コンセプトとして国の総合戦略に掲げているまち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視をしっかりと受けとめながら、どのように周防大島町の総合戦略を策定しているのか伺いをいたします。

次に、地方創生に向けた取り組みの一環として設けられた特区で、制度的には地域限定で規制の特例措置を認める国家戦略特区の枠組みを活用され、規制改革を通じて地方の新たなモデルを構築しようとする、やる気のある志の高い自治体に特区として指定されています。ハンドルやアクセル操作しなくても走行できる自動運転による無人タクシーの実験が周防大島町で取り組めるよう、山口県は必要な規制緩和を行う特区の指定を国に申請しています。

この周防大島町で規制を緩和し、走行実験が行われ、実用化に取り組み、自動車の自動運転が可能になれば、タクシーによる高齢者の輸送サービスや生産物資の配送事業の実用化が期待され

ています。

町としての取り組みについて、さきで開催されました臨時会の際、公道での自動車運転特区についての行政報告がありました。再度お伺いいたします。

それでは、2点目の周防大島町にとって今何が求められ、そのために限りある人、物、金、地域資源をどう有効に活用していくかを問いながら、これらの課題に対応するため第2次周防大島町行政改革大綱及び同実施計画の進捗状況と今後の課題についてお伺いいたします。

これにつきましても、人口減少を克服するための取り組みに関連しております。第2次、平成23年度から平成27年度までの5カ年の行政改革大綱及び実施計画については、地方分権改革の進展や複雑多様化する行政課題に対応し、人口の減少予測、少子高齢化のさらなる進展、社会福祉の増加、交付税の減額等、周防大島町を取り巻く環境は厳しさを増しており、行政改革は待ったなしの状況にあります。

まず、住民ニーズを的確に把握しながら、サービスを担う職員の資質の向上を図り、公平で公正、わかりやすい満足の高いサービスを提供するとともに、町民への積極的な住民サービスの向上についてお伺いいたします。

まず、接遇の改善について、来客者の対応やサービスに対する利用者の満足度を把握するアンケート調査の実施計画についてお伺いいたします。

次に、税などの公共料金の電子納付サービスやコンビニでの納付など、多様な納付方法についてどのように検討されたかお伺いいたします。

次に、公共サービスの質を保ち、民間のノウハウを活用しながら効率的なサービスを提供し、多様化する住民サービスに応えるために住民と行政が対等なパートナーとして連携しながら、住民との協働についてお伺いいたします。

まず、指定管理者制度を導入した公の施設について、公募による施設を対象としたモニタリングの実施状況についてお伺いいたします。

次に、体験を取り入れた体験型修学旅行の誘致のPRや受け入れ状況についてお伺いいたします。

次に、地元でとれたものを地元で消費する地産地消の取り組みについてお伺いいたします。

次に、地方交付税の削減や町税の税収など厳しい財政状況が見込まれる中、地域主権改革の動向や地域の新たな行政需要にかつ柔軟に対応できる自立性を確保するため簡素で効率的な行政運営が期待されています。合併により旧町の庁舎や総合センター、民俗資料館、温泉施設等、多くの類似施設があります。少子高齢化の進展による利用者の減少や住民の利便性に考慮して公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等についてどのように取り組まれたかお伺いいたします。

次に、職員数の業務内容及び運行状況を担った公用車の適正配置を図り、待機車両を可能な限

り削減に努め、また公用車を買いかえる場合には、各課の公用車を軽自動車やエコカー、電気自動車にするなど、低燃費の車を購入し、維持管理費や燃料費の軽減等、どのように取り組まれたかお伺いいたします。

次に、イベントの目的やプロセス、必要性や効果を評価して、統合や中止、NPOとの協働など、いろいろな方法を検討しながらイベントの見直しをどのように取り組まれたかお伺いいたします。

以上、多岐にわたっての質問でありますけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、吉田議員さんの一般質問にお答えをしたいと思います。

多岐にわたっておりますので、まず私のほうからまとめて町長部局のことにつきまして御答弁を差し上げたいと思いますし、残りは教育長なり他の部局でお願いしたいと思います。

吉田議員さんの、まず人口ビジョンについての御質問でございました。

平成26年、2014年の5月に日本創生会議の人口減少問題検討分科会から公表されました全国1,741自治体のうち2040年度における消滅の可能性のある自治体は49.8%に当たる896自治体で、その中に県内の萩市、長門市、美祢市の3市と周防大島町、上関町、平生町、阿武町の4町が消滅可能性があると、高いというふうにされたところでございます。

そこでまず、この日本創生会議の増田レポートについて少しお話をしたいと思います。皆さん方、大変ショッキングなレポートであったので、大変関心持ってからこのことについてはいろいろ調査もいただいております。

私もこの地方消滅については、この解説書、本人が書いた解説書と中身については相当突っ込んだ分析をさせていただいております。

まず、この消滅自治体という言葉だけが相当ひとり歩きしておることについても、十分その検証をしなければならないというふうに思っております。

そこで、まずこの増田レポートの中に書いてある、これは増田寛也さん本人がお書きになっておることですので、それを少し紹介をしていきたいと思いますが、平成20年ですね、2008年でございます。日本は2008年をピークに人口減少に転じると、そしてこれから本格的な人口減少社会に突入するというふうなことを前提にこのレポートが検証されておるわけですが、このまま何も手を打たなければということが前提でございます。2010年、平成22年に1億2,806万人であった日本の総人口は、今現在ですね、15年から35年先、平成で言えば62年です。2050年には9,708万人と人口がなると、そしてさらに今現在から85年先、平成で言いますと112年ですが、今世紀末になります2100年です。このときには4,959万人と、これから約100年足らずの間に現在の約40%、これは明治時代の

水準にまで急減するというふうに推計がされておると、ここら辺をずっとベースにこのレポートが製作されております。

いずれもこれは国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口、平成24年の1月の中位推計による人口予測をもとにしておるものでございます。

これは、研究所は上位予測、中位予測、下位予測とやっておりますが、この中位予測をもとにやっておるわけでございますが、この人口予測は政治とか経済の予測は非常にぶれることが多いんですが、これらに比べて、この人口の予測は著しく精度が高いと言われておりまして、大きくぶれることはない、過去に出された推計値と実際の数値を見比べてみると、むしろ若干厳しい数字に向かうというふうに予測されておるまして、人口減少というこれまで経験したことのない問題に私たちは立ち向かわなければならないということを前提にいたしております。

人口減少問題は、今、急にあらわれたわけではありません。吉田議員や私たちが生まれた昭和22年、1947年から1949年、昭和で言えば22年から24年でございますが、第1次のベビーブームのときに日本の合計特殊出生率、1人の女性が一生に産む子供の平均数ですが、出生率と言いますが、これが4.32でありました。それがどんどん低下をいたしまして、2005年、平成17年ですが、このときには過去最低の1.26というところまで落ち込んでおります。その後は少し持ち直しておりますが、平成25年、2年前ですが、2013年には1.43、それでも1.43まで回復したと、回復したと言いながら1.43ということでございます。依然として大変低い水準にとどまっております。

ちなみに人口数を、この日本の人口数を維持するために必要な出生率を人口置換水準と言っておりますが、2012年現在の日本の場合、これが2.07なければ人口の置換水準、要するに今の人口を維持できないということになっておるわけでございますが、これが1.43でありますので、この数字を割りますと、将来日本の人口は現在の約70%に減少するというのは、これは数字の上からも出ておるところでございます。このようなことが背景に大きくあろうと思っております。

少子化に伴う人口減少は同時に進行いたしております長寿化ですね、日本人の長寿化、日本人の長寿化によって高齢者数がどんどんふえ続けているということで、見かけ上、余り大きな数字に出てないということで、見かけ上が隠されてきておるということもあります。

しかしながら、この増田レポートの中では、既に全国の794の市区町村では、既に高齢者と言われる方々が減少しつつあるということになっております。このような、これは民間の政策提言機関である日本創生会議のもとに人口減少問題検討分科会というのが設置をされまして、経営者や学識者やその有識者とともこの問題に取り組んで2014年の5月に独自の推計、将来推計の人口をもとに消滅可能性自治体として発表されたということでありまして、大変大きな反響

を呼んでおるということでございます。

これらの背景がまさに今の日本の地方創生の大きな引き金になっておるということも事実であろうというふうに思うわけでございます。

そこで、仮に今後もこういう人口移動は非常に大きな一つの要素として捉えておるわけですが、これは出生率の問題と人口の移動の問題をすごく大きく捉えております。

そこで仮に今後も人口移動が終息しなかった場合、要するに地方から都市へどんどん人口が移動するということが終息しなかった場合にどうなるかを推計しております。国立の社会保障・人口問題研究所の推計における、2010年から2015年までのこの5年間における人口移動の状況をおおむねそのままの水準で試算をいたしておるんですが、これは毎年6万人から8万人程度が大都市圏に流入をしていると、地方から流入しているという大きな数字をもとにしております。これがずっと続くという想定で算出したもので、この推計によりますと、先ほど議員さんからもおっしゃられました20歳から39歳の女性の人口が5割以下に減少する市区町村がたくさんありまして、これが896の自治体となっており、全体の49.8%にも上る結果となっております。

これら896の自治体を消滅可能性都市というふうにしたというふう書いてあるわけございまして、さらに896の消滅可能性都市のうちに、2040年時点で人口減少して、その人口が1万人を切る市町村が523自治体ございます。全体のこれは29.1%に上りますが、これら523の自治体はこのままでは本当に消滅可能性が高いと言わざるを得ないというふうに、このレポートでは書かれておるわけでございます。

そして、このレポートも相当詳しい分析がされておりますので、皆さん方にまたよく検証していただきたいと思いますが、そのことは少し置きまして、このレポートも必ずしもこれを全て丸のみにするということはできないのではないかというふうに思っておりますが、地方そのものの衰退しているという、地方そのものの衰退問題と、地方自治体の経営破綻の問題、さらには国単位での少子化の問題、この3つが全て混在して取り扱われているというふうに見ておるわけでございます。

東京から地方への人口の移動を中心に据えれば、要するに、このレポートの中ではそう言えますね。東京から今度は地方に戻せと、どんどん人口を戻せと、東京から地方への人口移動を中心に据えれば、地方も活性化、そして地方自治体も存続、さらには少子化まで解消するというような話になっておるわけですが、果たしてそういうことが本当に東京から地方へ人口を移動するだけで、本当にそういううまい話があるのかというようなことも、もっともっと検証しなければならないというふうに思っております。

そして、地方消滅という表現には、大変大きなショッキングな話でありますので、若干問題が

あるのではないかというふうにも、私も思っております。地方消滅と言え、地方そのものが消滅してしまうようなショッキングな印象を与えますが、これは増田レポートの増田氏は、人口減少により今の単位の地方自治体が今のまま経営していたらつぶれるということを唱えているのであります。あくまで人口減少が続き半減したら、その自治体は今までは立ち行かないから消滅してしまうと言っているわけで、その地方から人そのものが消し飛んでしまうなんていうことは全く書かれておりません。

つまり、地方消滅ではなくて、地方自治体の破綻をこの増田さんなりに人口統計分析から警告を発しているというふうに思うわけでございます。

それと、もう一つ大きな問題があると思えますのは、例えば、これ岩国市の例を出して大変申しわけないんですが、例えば、岩国市は1市7町村が合併いたしました。1市7町村の中には、当然、由宇町、玖珂町、周東町、錦町、本郷村、美川町、美和町とあります。

それで、岩国市は、実はこの消滅自治体には入っておりません。それはなぜかと言いますと、岩国市はその女性の25年間での減少率が45.4%マイナスになるということなので、50%を切っていないので、以上になっていないので消滅する自治体とはなっていないということなんです。実は、これは合併ですごく薄まっていると、岩国市と周辺の7町村とのその人口の問題が薄まっているということだと思うんですね。例えば、錦町だけを取り上げてみますと、なかなかそうはいかないのではないかというふうに思っております。

だから、一つのくくりが山口県というくくりなのか、例えば岩国市というくくりであれば、岩国市の中の、その地域地域っていうのをずっとあると思うんですね。だからそこら辺が、例えばこの今の消滅自治体に指定されているとこっていうのが、ほとんどが合併してない町ですね。だから、例えばこの平生町が柳井市と合併しておったとしたら、これはなかなかここに出てこない、上関町と合併しておったら出てないということになるのではないかと思いますので、相当そこら辺をきちんとレポートを読み込んで、そこら辺をきちんと判断した上でこのことを議論しないと、ただ単に今の区域だけということではないと思うんですね。

例えば周防大島町が、例えば柳井市と圏域で言えば、ほとんど今は圏域は、経済圏は柳井、大島はひっついてると思いますが、それらをずっと加味しなければ、なかなかただ単に周防大島町は消滅するけれども、柳井市は生き残るんだというような話ではないと思うんですね。

だから、それは全部今の広域的な連携が始まっておりますし、交流も始まっておりますので、そこら辺をきちんと、大島だけが、周防大島だけがとか、平生町だけがとか、上関町だけがというような、消滅するということにはならないということを、ならないちゅうことはないですが、それとは若干趣が違うということをぜひとも理解をいただきたいと思うわけでございます。

そうした中で、人口ビジョンの問題の御質問がございましたが、そのような推計がされておる

わけでございますので、資料としては人口ビジョンの中に掲出をいたしておりますが、目標とする数値には、この人口ビジョンについて使用してはおりません。

このたびの人口ビジョン策定に際しては、すでに配布させていただいた人口ビジョンの案、26ページにお示しをしておりますが、人口減少を抑制するシミュレート条件に出生率の向上、1人の女性が一生に産む子供の平均数をあらかず合計特殊出生率を人口の均衡を保つことができるとされてる2.1まで引き上げることと、一定の期間、場所における転入と転出の差が拮抗するという条件を達成できれば、本町における高齢化が著しい状況であっても、今から25年先の2040年に1万人の人口を維持することが可能という推計としております。

この推計は、過去の国勢調査年ベースの数値に社会動態を加味した社会保障・人口問題研究所の人口推計を指標といたしております。8,495人より、1,670人程度の抑制効果が望める1万165人となりますので、特殊出生率の引き上げに向けた若者対策や子育て世代への施策の充実が必要になると考えております。

そのためには、国の地方創生の制度や仕組みの中で、周防大島町が取り組むべき方向や施策を周防大島町まち・ひと・しごと総合戦略として策定を行っており、先日の全員協議会で配布させていただいたところでございます。

次に、2番目の総合戦略についての御質問をいただいております。

平成26年11月28日、まち・ひと・しごと創生法が成立し、法の第10条に市町村は都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないというふうにされておるわけでございます。

これに従いまして、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しているわけですが、その策定に際しては、議員さんがおっしゃられました国の示した政策5原則、1つ目は自立性でございまして、一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、行政、民間、個人の自立につながるものとする。

2つ目は、将来性でありまして、地方が自主的かつ主体的に取り組むことを支援する施策に重点を置き、地域産業の維持・創出や地域のきずなの中で心豊かに生活できる環境を創出する。

3つ目は、国による縦割りの画一的な手法や支援でなく、地域の実態に沿った施策を支援する。したがって、地域の実情や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるものであること。いわゆる重要業績成果指標、KPIと言われておるものですが、キー・パフォーマンス・インディケーターが設定されていることが必要だというふうに言われております。

4つ目は、直接性で、限られた財源の中で、最大限の効果を上げるため、人の移転、仕事の創出やまちづくりを直接的に支援する施策を住民団体のみならず、産・学・金・労・言の各種団体

との連携のもと集中的に実施するということであります。

5つ目は、結果重視、効果の検証の伴わないばらまき型の施策は行わず、P D C Aサイクル、プラン、計画、ドゥ、実施、チェック、検証、アクション、改善による成果検証結果により、取り組みの変更や中止の検討を行い、継続的な取り組み改善を容易に行うことという5つであります。

これら国の示した原則に沿う形で、周防大島町が喫緊に取り組まなければならない、1、安定した雇用の創出、2、新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4、安心な暮らしを守り連携する地域の創造を図るという4つの政策基本目標を定め、広く住民等の意見を聞きながら策定してきたものであります。

その内容は、9月定例議会で素案をお示しし、10月15日から11月4日まで、住民へのパブリックコメントを実施し、いただいた意見を整理して、先日配布させていただきました最終案となっております。

今後の予定は、最終の周防大島町総合戦略策定推進委員会を開催し、最終案を報告した後に完成ということになります。

キャリア教育は、あと教育長のほうからお願いしておきます。

国家戦略特区についての質問をいただいております。

これまでの特区の制度でございますが、地域の考えに基づいて、地方公共団体による申請を国が認めて特区を指定するという制度であり、いわば地方の要望に応えるという枠組みとなっております。

これに対しまして、国家戦略特区は、民間・地方公共団体と国が一体となって取り組むべき事業を推進するために、国が自ら主導して、大胆な規制改革を行い、民間が創意工夫を発揮する上での障害となっているにもかかわらず、永年にわたって改革ができていないような、法規制全般について規制緩和を行い、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備して、経済成長につなげようというものであります。

このため、地域を限定した規制緩和や税制面の優遇を行うことで、民間投資を引き出し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図ることを目的に、平成25年12月に国家戦略特別区域法が成立をいたしました。

これにより、安倍政権が進めるアベノミクスの第三の矢と呼ばれる成長戦略の中核として期待されておるところであります。

さきに山口県が内閣府に対しまして国家戦略特区の申請を行ったことは、さきの議会の全員協議会で御報告をさせていただきました。この自動自動車運転の技術開発に係る特別区域につきましては、国家戦略特別区域法に基づいて、宮城県、神奈川県、愛知県の国内3カ所が既に認定を

受けておるわけでございます。

このたび、山口県がロボットタクシーの自動自動車運転技術の開発を周防大島町で実施することで、本年度3回目の国家戦略特区の申請を行いました。申請に当たっては、ロボットタクシー開発事業者の視察を受け入れて、地域の高齢者団体や婦人団体と意見交換や地域の道路事情を見ていただきまして、将来の住民の移動手段の一つとして技術が確立されれば、高齢化の進む本町における交通対策としての可能性も感じておりました。

また、世界に先駆けた技術の開発の実証実験フィールドとして周防大島町の名を広め、多くの方々に周防大島町を訪れていただける可能性もあることにも、大変な大きな魅力を感じておったところでございます。

しかし、一昨日の国家戦略特別区域諮問会議におきまして、しまなみ海道を中心とした外国人による家事支援サービスや道の駅の民間運営など、観光、教育、創業などの分野で広島県と愛媛県今治市が新たに地域指定され、ドローンによる医療品の宅配を実証実験する千葉市、さらに介護ロボットや一般住宅に一般客を泊める民泊事業を行おうとする北九州市が追加指定されました。

今回の指定には、山口県の提案は見送られたわけではありますが、国家戦略特別区域諮問会議の安倍総理の発言で、国家戦略特区に終わりはありません。自治体や事業者から経済効果の高い規制改革の提案があればスピーディーに対応したいと述べられておりますので、今後も山口県と調整しながら、新たな特区について取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

行政改革大綱の進捗状況と今後の取り組みという御質問をいただいております。

合併後、11年余りが経過をいたしました。その間、平成18年から22年までの計画期間による第1次の周防大島町行政改革大綱や定員適正化計画を実行いたしております。そして平成23年度から今年度までの第2次周防大島町行政改革大綱と定員適正化計画を策定し、これに沿って行財政改革を推進してまいりました。

これまでの取り組みと成果、今後の課題についての御質問でございますが、まず、行政サービスの向上について、接遇の改善につきましては、平成24年度から行政改革推進委員会委員さんの御提案によりまして、各庁舎において来庁された方に、満足度アンケートを実施いたしております。

このアンケートでは、お客様満足度の満点が5点ですが、平成24年度が4.19点、25年度が4.18、26年度が4.06、今年度が4.22と高い評価をいただいておりますが、その数値に満足することなく、悪い評価にも目を向け改善をしてまいりたいと思っております。

また、毎年度、職員を接遇の専門研修へ参加させており、引き続き実施してまいりたいと思っております。

公共料金の納付窓口の拡大につきましては、口座振替の推進に努めてまいりました。また、役場の窓口に出向かなくても、公共料金の納付ができるコンビニエンスストアでの納付やカード決済についても検討してまいっておりますが、本町のシステムの改修費、また取り扱い1件当たりの手数料など、経費と利用の費用対効果を考慮した場合、導入については慎重に対処すべきと考えており、もう少し検討させていただきたいと思っております。

住民との協働についてであります。指定管理者制度の充実につきましては、公募による指定管理施設について、施設の管理状況の確認や評価をすべくモニタリングを実施し、必要に応じて指導や助言を行ってまいりましたが、今後も、施設の適正な管理が図られるよう実施してまいります。

体験型修学旅行の推進につきましては、誘致のPRや受け入れ体制の整備を推進してまいりましたが、毎年20数校、人数にして3,000人を超える生徒を受け入れ、高齢化の進んだ地域の活性化や交流人口の増加を図ることができたと思っております。今後、受け入れ家庭の減少も懸念される中、引き続き誘致のPRや受け入れ家庭の掘り起こしを行ってまいります。

特に、この誘致のPRにつきましては、毎年、私も直接トップセールスにということで、関東方面のセールスに参っております。私たちが出向くセールスと、PRというのは、各エージェントさん、要するに旅行会社を私たちはずっとその周防大島町を含めた広島のこの同じように誘致をやっている自治体と一緒にあって関東地域を4日間から5日間にわたって訪問し、PRをしておりますし、また最近では中部地域、そして関西地域と、いろいろな方面にも出向いてこのPRに努めているところでございます。

平成20年度からスタートしたこの受け入れでございますが、既に累計で1万7,000名余りの修学旅行生を受け入れております。近年は過去に修学旅行で訪れた子供たちが成人した後に、再びこの周防大島町を訪れていただくというような効果も、少しずつではありますが出つつありまして、大変この修学旅行の受け入れにつきましては、大変受け入れ家庭の皆さん方にも御苦労をかけておるわけでございますが、大変大きな効果があるものとしてこれからも推進していきたいと思っております。

地産地消の推進につきましては、学校や病院へ利用拡大を図るために依頼をしてまいりましたが、特に町立学校におきましては、平成23年度の地元産品の使用状況が38%に対して、24年度は43%、25年度は51%、昨年は59%と地元産の利用が上昇傾向にありますので、引き続き、地元産品の利用拡大を推進してまいります。

簡素で効率的な行財政運営につきまして御質問をいただいております。

公共施設の効率的な運用につきましては、合併により町が所有する類似施設を含む多くの公共施設がありますが、しかしながら、町の組織機構の見直しや学校の統廃合、利用者の減少により、

遊休施設も存在することから、施設の有効活用や廃止、転用を実施してまいりました。

国におきましてもインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもとに、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定され、本町におきましても、こうした国の動きに合わせるために、今年度、公共施設の固定資産台帳整備を行い、来年度には公共施設等総合管理計画の策定に取り組む予定でありまして、今後も町民や有識者の意見を反映しながら、将来にわたり効率的な運用を図ってまいります。

公用車の適正配置につきまして御質問をいただいております。

業務内容や運行状況に見合った配置を行い、公用車の買い入れ時に、可能な限り、普通車から軽自動車へ、そしてガソリン車からハイブリッド車へ、最近では電気自動車への乗りかえも行っておりますが、今後も適正配置に努め、維持管理経費の削減や環境負荷低減を図ってまいります。

先般の全員協議会でも御報告申し上げましたが、電気自動車につきましては、町で保有し、町で利用することはもちろんであります。一般の皆さん方にも利用を促進していただきたいという観点から、町内に18カ所の電気自動車の充電ステーションをこれから整備をしようという計画も進めておるところでございます。

イベントの見直しにつきましては、目的や必要性を評価し、統合や中止、一方で内容の充実など、いろいろな方法を検討してまいりました。歴史ある行事を統合、あるいは廃止することはなかなか困難なことではあります。今後、もろもろの団体や、そしてそれらを運営している皆さん方とも協議をしながら、その理解を図りながら、効率的なイベントに向けて見直しを検討してまいりたいと思っております。

以上が御質問の行政改革の進捗状況と今後の取り組みについてでございますが、今後の財政環境を考慮いたしますと、町民の皆様のためにさらなる行政改革を推進してまいる必要があるというものは十分大切なことであるし、考えておるところでございます。

そこで、現在、平成28年度から第3次の周防大島町行政改革大綱を策定しております。この中で十分反映できるように取り組んでまいりたいと思っております。

それと、先ほど包括的な、全体的な話なんです。ぜひとも議員の皆さん方にも十分御理解をいただきたいと思っております。人口の減少の問題につきましては、相当突っ込んだ詳細な資料をもとに皆さんと一緒に共通認識をまず持たなければならないというふうに思っております。

まず、人口の問題だけをちょっと1回御紹介しておきますと、昭和40年、1965年ですが、昭和40年の4万3,000人の人口、そして昭和50年の3万4,300人の人口、そして昭和60年の2万9,700の人口、そして平成7年の2万4,700、そして平成17年、2005年ですが、このときの2万1,000という、ずっと経緯をたどってきております。

この中はきちんと分析しなければならないと思いますが、自然増減と社会増減をきちんと出しながら、先ほど吉田議員さんもおっしゃられましたが、自然増減を食いとめるというのは非常に難しいことなんです。

自然増減というのは、要するに、出生者と死亡者数の差を言うわけでございますから、当然、死亡される方と出生される方の差が大きければ大きいほど自然減が大きいということになります。これは当然その子供を産む年代の若い人がいなければ、当然その自然減は食いとめられないわけです。

それじゃ、どうすべきかということになりますと、当然若い人がたくさんここにおるということが条件になってまいります。そういたしますと、今現在の、先ほど議員さんおっしゃられたように、高校を出て、今それをここに就職させるということは、はっきり言って困難だというふうに思うわけでございます。今の周防大島町内の雇用の問題と、そして進学率の問題を言いますと、ほとんどの高校を卒業した方が1回外に出る、就職なり、または進学するということですので、これをそう簡単にとめるということはなかなか難しいことだと思います。

そういたしますと、転入と転出の差を社会増減と言っておりますが、転出者は、若い人はいずれ高校を卒業すれば1回転出してしまうということを前提に考えなければならないというふうに思っているところでございます。

そういたしますと、転出がたくさんおるのではあれば、当然転入者をふやさなければできないということになります。だから、今一番力を入れなければならないのは、まさに転入者をふやすこと、要するに移住、定住をふやすことということが一番だと思います。

周防大島町では、2009年の施政方針から定住対策を政策の一番に掲げる、やれることは何でもやるという形で取り組んでおります。

そうした中で紹介しておきますが、例えば出生と死亡の差でございますが、古い話は別にいたしまして、実は私たちが生まれた昭和22年には何と2,240人生まれております。亡くなった方は1,221人で自然増が1,019人という大変な数字でございました。

しかしながら、それは古い話でございますので、ちょうど平成になった平成元年が出生が143で、死亡が421人ということで、約300人弱のマイナスが出ております。そのときの転入、転出の差でございますが、1,025人転入されて、1,352人転出しております。327人のマイナスでございました。

それが平成23年には転入と転出の差がマイナス4人になっております。だから327人のマイナスからマイナス4ということは、この23年間でほぼ社会増減がおさまりつつあるということになります。そして、平成24年と25年は、24年がプラス19、25年がプラス23と社会増に転じておるわけでございます。

ただ、この社会増というのは、どういう年代の方が転入で多いのかということ进行分析しなければなりません。要するに、定年されて、そしてUターンされるということがたしか多いんだろうというふうに分析しておるわけですが、しかしながら、最近では移住者、定住者の中には子育て世代の方もちょくちょく見られるようになってまいりました。これからは転入者の中に若者定住、要するに、子育てをしている方々を転入させなければ、これは出生の数を上げるということではできないということになりますので、ぜひとも第1番は転入、転出のうちの転入者、そしてその転入者がたくさんふえる、そしてその中に子育て世代の転入者がふえる、そしてそれが出生率を上げるということにつながるわけですから、物すごく手はかかるし、時間もかかると思いますが、しかしながら、いずれにいたしましても転入転出、転出は同じようにずっとあるわけでございますが、今現在の平均的な転入、転出は約600名前後でございます。

転出者も600名前後、転入者も600名前後ということになってまいりましたので、今度はその600名の中の内容をできるだけ子育て世代の皆さん方に転入していただきたい、移住していただきたい、定住していただきたいということを徹底的に追及し、そしてそれを政策の一番の柱にしていかなければならないというふうに思っているところでございまして、今回の地方創生の総合戦略の中でも、まずそれを第一に掲げて議会の皆様方とともに、これを何とか実現していきたいというふうに思っておるところでございます。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。吉田議員さんの御指摘のとおり、周防大島町の未来を担う人づくりにおけるキャリア教育は、小中学校教育の重要な位置づけとなるものです。

本町においては、キャリア教育を3つの点に留意して取り組んでいるところです。

1つ目は、小中学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進です。児童生徒が夢や目標を持ち、1人の社会人として自立できるよう、全ての学校がキャリア教育の年間計画を立て、児童生徒が社会的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を育んでいます。例えば、各教科では基礎学力の定着を図り、道徳では粘り強く努力していこうとする態度を育成し、総合的な学習の時間ではふるさとのよさに目を向け課題を見つけ解決していく体験を重視し、特別活動では集団生活の中で人とのかかわりを実践的に育成するという教育目標を日々行っているところです。

2つ目は、体験活動を重視することです。学校では、郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する児童生徒を育成するため、地域の先輩の話を聞いたり、職場見学や職場体験を重ねたりすることで、自分の夢をデザインする場をすべての学校で行っています。また、3小学校1中学校では大島町内で民泊体験学習を実施しており、実施校からは児童生徒が郷土への思いを新たにすると

いう報告を受けております。地元の事業所や農業水産業従事者のもとで職場体験を通したり、模擬店を設置する起業家経験を重ねたりして、自分がしたいことを見つけ、将来の夢や目標につなげたり、自分ができることをふやしたり自分のよさを伸ばしたりすることができるよう、志を抱かせる教育の推進を図っているところです。その充実を期するため、周防大島町内の4年生が一堂に会し志を表明する2分の1成人式を毎年行っているところでもあります。

3つ目は、家庭、地域、産業界等との連携協力体制を強化していることです。現在、町内の全ての小中学校では、学校運営協議会を立ち上げ、地域とともにある学校づくりを進めております。児童生徒の育成に当たっては、学校だけでなく、地域や家庭の力を結集して行うことが必要です。周防大島町の児童生徒一人一人が、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力を育成するためには、学校と家庭、地域、産業界等が連携することが重要であり、本町では、コミュニティ・スクール事業を活用しながら、キャリア教育に視点を当てた授業や周防大島の将来を見据えた人材育成についてテーマを絞り、参加者で意見を出し合う熟議を重ねているところです。

周防大島町住民の支援を受けたキャリア教育を推進する中で、児童生徒が社会人に成長した際に、どのような環境のもとでも社会的自立をし、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成に努めていくとともに、学校、家庭、地域、産業界等が連携し、周防大島町で起業する人材育成に向けたキャリア教育も引き続き進め、ひいては人口減少の歯どめに向くことを願っているところであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ありがとうございます。

人口減少の歯どめについて再質問いたします。

本町は高齢化率が50%を超えています。短期的な取り組みで自然減を含めた人口減を完全にとめることは不可能であります。若年層の流出を食い止め、移住者をふやすことが人口の社会増につながり、周防大島町の人口減少に歯どめをかけることが極めて重要であると思っております。

先月24日に広島県の湯崎県知事と山口県の村岡県知事が本町で両県知事会議を開き、広島県が進める移住希望者のデータベース化に山口県も取り組み、分析から得られた情報を定住促進対策に生かしていくことで合意したと新聞報道をされています。

また、自然環境に配慮した店が集う島のマルシェは、周防大島町に移住した若手農家を中心となり年2回開催されています。郡外からも来島するには大島大橋によるアクセスのよさもあり、観光客、移住者ともに増加中の注目の島として、この12月15日発行の週刊誌女性自身に紹介されています。

本町も移住希望者の分析、導入し、人口減少の克服への取り組みとして、まずは人口減少に歯止めをかけ、人口の社会減対策や定住、移住促進、人口の自然減対策を進め、消滅の危機から脱却の糸口をと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員に申し上げますが、時間が参っております。町長、一言だけ。

○町長（椎木 巧君） 先月の24日でございました。山口県知事と広島県知事の会談は広島県知事が中国地方の県知事さんと定期的な会談を行っておりますが、それが山口県知事との会談が、湯崎知事の言葉によりますと、移住先進地の周防大島町の事例を分析して県境を越えての連携をしたいということで、周防大島町で開催をしたいということが希望であったようでございます。

そうした中で、広島県では、そのような移住希望者のデータベース化に今取り組んでおるということでございまして、その分析から得られた情報を定住促進に生かしていくことで、山口県もそれに取り組んでいきたいということが発表されました。

これは、広島県では、東京に移住相談の窓口を設けておるわけですが、これが広島県、山口県も当然設けておるんですが、広島県のその移住相談窓口を設けた昨年7月からことし8月までの相談者が既に759人ということでありまして、その性別、年代、仕事や住居など、移住する上で優先する事項をデータベース化して、移住に向けた進行状況を7つのステージに分けてまとめているので、このようなことのデータベース化を使って、さらに山口県とも連携しながら移住促進を図っていきたい。

当然その広島県と山口県は隣接しておりますし、さらにまた瀬戸内海という共通の大きな資源を持っておるといふわけでございますから、これらを十分活用していこうではないかというような合意に至ったというふう聞いておるところでございます。

そして、吉田議員さんのほうから、まさに私たちが今進めようといましております移住、定住者を増大し、そして社会増減を克服し、さらには社会増に持っていく、それが自然増につながるという共通な認識を得られたということで大変ありがたく思っているところでございまして、今後とも議会の皆さん方と連携しながら、この一番大切な重要な、そしてまた大きな問題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で吉田芳春議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、松井岑雄議員。

○議員（9番 松井 岑雄君） 9番、松井でございます。一般質問させていただきます。私は、空き家解体についての質問でございます。

最近、ごらんになってよくお気づきになると思いますけども、空き家になって、ほとんどもう倒壊しかけたお宅が随分見受けられるようになりました。中でも、こういった空き家を、どうすれば倒壊の危険のあるところがちゃんとした形になるかなっていうのをちょっと考えましたので。

それでは、倒壊の危険がある特定空家に関して、空き家の持ち主が解体に踏み切れない大きな理由として、複雑な行政窓口への訪問や電話・電気等の事業者への連絡といった、煩雑な手続の手間と多額な費用の工面を挙げておられます。

そこで、解決策として、周防大島町主催による指導により、空き家何でも相談ワンストップ窓口を開設されてはいかがというふうに考えました。

本年7月から、信用金庫が、低金利で解体ローン窓口を開設されます。これを受けて、他の金融機関でも同様のローンの実施を働きかけるようお願いするものであります。

以上について、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 松井議員さんの空き家解体についての御質問いただきましたので、お答えをいたします。

本町では、議員提案によりまして、空家等の適正管理に関する条例を平成25年から施行いたしております。これまで、議員さんを初め、自治会や近所の皆さんの御尽力によりまして、空き家の所有者や管理者に適正な管理や有効活用を要請するなどの解決に努めていただいております。

昨年11月27日には、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、今年2月26日に一部施行、5月26日から全面施行され、本町でも、9月に条例を法律に沿って改正することを行い、議決を賜ったところでございます。

御質問の煩雑な手続や手間につきましては、空き家といえども個人の財産でありまして、所有者の方が手続を行っていただく必要があるものもたくさんあるわけでございますが、空き家何でも相談ワンストップ窓口につきましては、今現在であれば、各総合支所を窓口として実施をいたしておりますので、お気軽に御相談いただきたいと思います。

また、多くの金融機関では、低金利により資金面の負担のハードルを下げ、空き家の活用や地方への移住を後押しするために、解体ローンや空き家対策ローンの取り扱いを始めていると承知をいたしております。

一方で、9月議会で補正予算を計上させていただいた空き家一括借り上げ、そして改修し貸し出す制度や、また解体ローンにつきましては利子補給をさせていただいたらどうかということなど

も検討いたしてるところでございます。

空き家対策につきましては、今後もあらゆる支援をしてみたいと考えております。

そして、先ほどのワンストップ窓口もそうなのですが、各総合支所のほうに、平成25年に条例制定されましたことによりまして、各自治会長さんや、また地域の皆さん方から、それぞれの各総合支所にたくさんの相談が持ちかけられておるといことがあります。

どういうことかと申し上げますと、自治会の中の協議の中で、例えば空き家で廃屋になっておる解体すべきような住宅につきまして、自治会で相談し、当然、自治会から要請をされるということもやっており、そしてなかなかそれが実現しないということで、この条例に沿った形ではありますが、町のほうにも情報提供をいただきまして、そして町のほうからも、再度、その所有者に向けて近隣の皆さん方が大変御迷惑を被っておるといということで、対処していただきたいというふうなお願いを、電話なり、またはお手紙で差し上げておったりしております。そして、最終的にはいろいろ強制的な問題とか発生してくるわけでございますが、そこに行くまでに、きちんとそのような所有者に対して、近隣の皆さん方に御迷惑かからないようにというお知らせをすることだけでも、相当な効果が出つつあるというふうにも思っているところでございます。

これらを含めて、各総合支所ではいろいろ対応させていただいておりますので、ぜひとも御相談をいただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 松井議員。

○議員（9番 松井 岑雄君） ありがとうございます。解体を強制的にやりなさいっていう行政執行というのは無理だと思しますので、恐らく行政のほうからはそういったことは、町長が今おっしゃったような形で、かなり所有者の方に通知をしていらっしゃると。しかしながら、通知はしたけども、それを所有者がなかなか解体していただけないというのが現実です。

今、これを、どういうふうについていうのも非常に難しい問題で、実は、半解体している家のすぐ隣はシロアリで困ってらっしゃるわけです。何とかせえって言われても、私とかが聞いても、お聞きはするけども、なかなかそこまで行かないというのが現実なんです。したがって、何とかしてよって言われてはいるんですけども、やはりこういったことは、所有者のちゃんとした意思表示あるいはまたそれらがやってくれるっていうのがない限り、なかなかやることができないというのが現実なんです。

したがってどうしても、先般言われたのは、「解体すると固定資産税が上がるんよ」とか、いろんなことを言っていらっしゃるんです。それはわからないことはないんですけども、例えば雑種地にしたり、あるいはまた宅地のまま置くんだったりするので、かなり固定資産税も違うと思うんですけども、行政のほうで何%か負担をしますよっていうことは、これからあり得ないですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたように、まさに隣接されてる方とか、または道路に面しておれば道路を利用されてる方が一番迷惑を被ってる。今、言うように、シロアリが隣からうちのほうへ入ってくるのではないかというような苦情もちょくちょくあります。

そのようなことで、まず、それを隣接地の方が直接そのままお電話したり手紙書いたりすると、どうしても言いにくいこともあるということからして、自治会長なり、または自治会なり、または町のほうで、そういう依頼文なりお願い文を発してるということでございますが、今、言われましたように、当然、経費がかかるわけでございます。しかしながら、所有者としての責任も当然あるわけでございますので、そのことを十分電話や手紙の中に書き込んでお願いをするというのが、第1次的な取り組みだというふうに思っておるわけでございます。

そして、それから段階的に、要請、お願いに取り組んでいただけない場合には、また次の段階に走るということでございますが、今、おっしゃられましたように、行政代執行し、そしてまた、その経費を直接所有者に請求するというようなこともできないことはないような法律になりつつあるというふうに思っておりますが、しかしながら、それはそう簡単にはできるものではないということでもありますので、何とかそれに至らないまでに、円満に解決していただくようにということに取り組んでおるわけでございます。

そうした中で、少しずつではありますが、そういうことで、条例ができたんでしょうねっていうことを知って、そして私が解体しないといけませんねというふうに積極的にやっていただくような方も少しずつ出ておりますし、また先ほど言ったような、通知が来たので、ぜひとも町のほうで誰かあっせんしてくださいというようなこともちょくちょく入ってきておるわけでございます。

そして、解体した場合の固定資産税の特別措置が切れるということでございますが、これはまさに、6倍に上がるということは新聞等でも報道されております。それで、国においてはこれに対する対策というのを、今、いろいろ考えておるようでございますが。

要するに、ずっとこの法律が適用されるようになった経緯というのは、それぞれの個人所有の持ち家がないという時代に、どんどん積極的に持ち家を持たさなきゃいけないという政策の中で起こった制度でございます。持ち家を建てれば、固定資産税を、そこ、じゃあ、安くしますから、自分の家を建ててくださいよという戦後の、今とは時代が随分違ふときの時代の制度でございます。本来いけば、家を建てたら安くなるよちゅうんじゃなしに、それは家を建てたら安くなるっていうのは、持ち家を推進するための時代の話であったというふうに思っております。

しかしながら、解体しても一遍に上がらないような激変緩和をとるとか、またはちょっと国のほうでもいろいろそういう問題については考えてはいただいておりますというふうに思っておるとこ

ろでございます。

固定資産税の問題が6倍っていうふうにごくよく言われるんですが、実はこれは実体的に言いますと、固定資産の評価額がすごく高い地域の問題でありまして、周防大島町の中での固定資産税の評価額っていうのは、当然、評価が高いところに比べれば随分違うわけですが、そういうことでありますので、実際の建物が建つてるとこの屋敷部分だけを見て言いますと、確かに6倍ちゅう数字は6倍なんですけど、もともとの評価が非常に安く抑えられてると、評価が安いということから、そんなにびっくりするようなもんじゃないというふうに思ってるんですが。ただ、6倍という数字は本当に大きく扱われて、報道されてもおりますので、そこら辺がネックになってるということもあります。国のほうでもいろいろ考えていただいておりますというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 松井議員。

○議員（9番 松井 岑雄君） 大体納得はできましたけども、ただ、こんな話を聞くんです。所有者から、今、解体するのはいいと。だけど、何とかあれを無償で町へ取ってくれないかというふうなお話がありまして、実はこれに一番困ってるわけです。実は、その困ってる中身をひもといってみますと、本人名義でないわけです。実は、3代も4代も前の方の名義なんです。無償供与するよっていわれても名義変更できないという形で、何がいいか、特区制度みたいなのを大島の中で設けて、もう亡くなった方は別ですから、あと残っていらっしゃる兄弟とか親戚縁者の許可を得てから無償供与しましょうという話なら名義変更ができるんですけども、その辺が一つの行き詰まりになっておりまして、これは国の法律を変えないとどうにもならない話なんですけども。

やはり将来ビジョン、そういったことも考えていかないと、ほんとにあの土地を買いたいよっていう申し込みがあっても、なかなかそこまで行かないというのが現実なんで、その辺もどうしても行政としてもしっかり今後考えていかないといけないような立場になったかなちゅうように考えてます。特に、大島の場合は、ハワイとか、相当、日本の国以外のところに出てらっしゃる人がいるので、その人たちの判までもらってくるとか、許可を得てくるっていうのはなかなか難しい現状ではあります。

したがって今後の対応としては、特区制度みたいなものを設けて、それに対応するような周防大島町にならないと、人口定住も難しかりょうし、地方創生も非常に難しいなと思っております。

最後になりますけども、特に地方創生関係では、町長にお願いしたいのは、これからの周防大島町を維持するための、やはり今やることっていうのは、これからどうしても、一つは住宅を建てたり、そういったものをどんどん貸し出して、古い空き家はもうそのまま処分してしまえるような形に移行していかないとどうにもならなくなってきたなと考えてます。ぜひ代執行をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 4番、広田です。今回の質問項目は、定住促進を柱の一つとして、これはまだ決算カードやそこに住む議員から寄せられた資料をもとに、ちょっと提起という立場から、東串良町の例をもとに質問します。

ただ、私が質問に際して、課長のほうに、資料が遅いので2回目からでもいいよということは述べておりますので、そういった関係で答弁されてもいいです。

最初に、今日まで定住促進の立場から保育料の軽減や医療費無料化、そして、まだ実現しておりませんが、産婦人科や小児科の必要性、そして高齢化対策など、自分なりに避けて通れない課題として取り組んできました。今回は、先ほど言いましたように、鹿児島島の東串良町、今現在、4次まで進んでいる定住化促進事業と、町長が考えている計画について聞きたいというふうに考えます。

2つ目は、小中学校の課題についてです。

現在の小中学校の生徒のいじめ、不登校の実態について、まず報告していただいて、その対策について答弁を求めていきたいというふうに思います。

ただ、今回、定例会初日に、いわゆる条例が提案されております。ですから、その条例にかかわる部分についてはどうしても解釈的になるんで、答弁に含まないで結構ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと2点目としては、世界から見る日本の教育予算の現状、これはOECD比較でということと通告しております。

これについても、私が調べるとき、新しいのがなかったんですが、国会答弁等を見ますと、若干政府側も答弁しておるので、その中を含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に3点目として、中学校の統合問題を考えるについては、住民説明会を聞き、町民の要求をよく反映するよう求めるという通告をしております。

この点でも、初日、全員協議会が開かれまして、住民アンケートの結果が報告されました。そういう中で、この地域の皆さん方への説明会や、やっぱりきちっと問いかけていただきたいというのが質問の趣旨です。

それと3点目、環境問題として、屋代川の問題を挙げております。

これは毎年のように言っているんですが、なかなか浚渫までにはならない。どうしても草刈りで終わる。これは、県も予算があるのでという言い方ですが、なかなか県予算がふえないという

状況が続いております。大体メーター数で言うたら、50メーターから100メーターぐらいの草刈りで終わるとい状況です。これを、浚渫を含めて、ぜひ要望を上げていただきたいというふうに考えております。

また、出水の関係がありますので、やっぱり地域の皆さんの声もしっかり聞いていただきたいなというふうに思います。これが屋代川問題です。

それで、農業分野として、イノシシ対策。

これも毎年やっているんですが、3カ年ぐらいが1,000頭を超えているという状況です。今日時点でいいですから、現状のイノシシの捕獲数、これと、実際にこれは補正はついておりませんが、やっぱり電気柵やら鉄柵やらの状況も報告していただきたいというふうに思います。また、今後の対策についても報告を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんからの御質問の定住促進の柱の一つとして、東串良町の例とした政策の充実についてという御質問をいただいておりますので、まず定住促進のことにつきまして御答弁をしたいと思います。

周防大島町の重点施策が、まず定住・移住対策ということで、定住対策、防災対策、そして健康づくりという3つの大きな柱を抱えておりますが、その第1番に定住対策を抱えておるのは御存じのとおりでございます。これは地方創生という、この言葉が出る以前から、2012年、平成24年に周防大島町では定住促進協議会を立ち上げて、この対策に取り組んでおるわけでございます。まさに定住をしていただこうとすると、やはり職と住ということがあります。経済的な自立のできる職があること、そしてまた住まいがきちんとあることということでございます。

そのようなことから、既に皆さん方が御存じのとおりでございますが、定住対策の大きな柱として、子育て支援と定住支援という形でいろいろな施策を進めておるところでございます。

子育て支援とすれば、保育園児の英語授業を初め、そして保育料の約50%程度の軽減を図り、そして中学校3年生までの医療費の無料化をやり、乳児の任意の予防接種の半額の助成をし、そして小中学生への英語教育の充実を図り、高校生に対しましては、語学の海外留学の支援をさせていただいております。そして、周防大島高校には、寮費や通学バスの定期助成も始めようとしてるところでございます。

また、定住対策としては、これは定住促進協議会を立ち上げたと申し上げましたが、そこに相談窓口をきちんと設置し、移住相談については十分な対応をさせていただいております。これは、町の職員ではなかなか仕事を兼ねてこの移住相談をするというのは難しゅうござ

いますので、別に嘱託の職員を置き、専従の嘱託職員プラス今回から地域おこし協力隊も配置し、この定住支援に取り組んでおるところでございます。

そして、年間3回くらいの移住体験ツアー、そしてお試し暮らしの制度、今回からまた県の教職員住宅の譲与を受けまして、これを改修し貸し出すというプチ移住というようなものも始めようといったしております。さらには、職業相談や空き家バンクの充実。そして、この空き家バンクには、空き家をリフォームする、そして家財処分の費用まで助成をさせていただいております。そして、既に予算をつけていただいておりますが、空き家の一括借り上げ改修貸し出し事業を、今、取り組んでおりまして、新年度にはこの事業による貸し出しができるのではないかとというふうに思っておるところでございます。

定住対策では、そのようなことと、そしてまた、職という、仕事が当然必要なわけございまして、まだ実際に効果が出ておるわけではありませんが、パプリカという非常に希少な野菜の栽培等の拡充等もやっていきたいし、また、サテライトオフィスとしてのいろいろな空き校舎等の利活用についても積極的に進めていきたいというふうに思っております。これらで職を充実していきたいというふうに思っておるところでございます。

そうした中で、広田議員さんから御質問いただきましたが、東串良町のほうでは、大変効果を上げておる定住対策があるということで御提言をいただきました。

東串良町は、鹿児島県の大隅半島の中央部、太平洋側の志布志湾に面しておりまして、特攻隊の基地のありました鹿屋市に隣接する、東西が5キロ、南北が9.5キロと、非常にコンパクトな、土地の面積が27.69平方キロということで、本町の13.8平方キロにして約5分の1ぐらいのコンパクトな町だというふうに思っております。

平成25年度の決算状況によりましたら、人口が6,800人で、産業的に見ましても、1次産業が約35%、2次産業が17%、3次産業が47%となっておりまして、本町のこの産業構造と大体似通っているというふうに思っておるところでございます。

ただ、この町には、日本の8日分の石油備蓄量を誇る志布志国家石油備蓄基地が所在することで、まずこれが大変大きいんだろーと思っておりますが、固定資産税が約7億4,800万円というふうに出ておりました。本町の固定資産税が6億5,700万円と比べると、面積とか比べますと非常に大きなものであるというふうに思っておりまして、この町の税収を大きく支えておりまして、健全な財政状況であるというふうに見ております。

広田議員さんのこのたびの御質問は、この町で行っております定住への取り組みの中で定住の促進に必要な措置を講じ、東串良町の活性化並びに特性を生かした住環境づくりについて、周防大島町でも参考にしてはいかがかということではないのかと思っておるところでございます。

東串良町で行っておりますのは、町外からの移住、または町内居住者が持ち家を建設し定住し

ようとする者の要望に的確に応え、整備個数目標を年次設定し、希望者には坪当たり月額60円から90円の安価な使用料で土地を提供の後、自己資金で家を建築してもらい、そこに20年間住み続ければ、無償で土地を譲与するという定住施策で、この取り組みを平成15年度から第4次にわたって続けてるということでもあります。

本町での取り組みにつきましては、新年度において、若者定住住宅について、用地の取得・造成に係る経費を計上させていただきたいというふうに考えておりまして、同じような事業と思っておりますが、これについて取り組んでまいりたいという、今、計画を持っておるところでございます。住宅用地の提供方法につきましては、東串良町の取り組みも参考にさせていただきながら、子育て世代の負担軽減を目標に応援するという観点で、条件のよい優良な宅地を格安な条件で提供するということを考えておるわけでございます。

それで、東串良町の資料も見させていただきました。東串良町の第1次、第2次、第3次、第4次、第5次と、定住促進住宅用地を取得し、そして造成し、既に第1次が43区画、第2次が14区画、第3次が60区画、第4次が28区画と、大変たくさんの用地造成を行っておりまして、一つの大きな団地となっておるという状況でございます。

そして、さらに、第5次の計画を広報で見させていただきましたが、第5次定住化促進住宅用地を取得しましたというのが議会で可決されましたというのが出ておりますが、総面積が2万2,000平米、2町2反です。それで、取得総価格が1億436万円ということですから、相当いい土地をきちんと取得しておるんだなというふうに思ったところでございます。近隣には、既に第4次までの住宅がずっと建っておりまして、第5次にさらにまたそのような住宅用地の造成をしようとするのが広報にも出ております。ここの取り組みの内容も見させていただいております。先ほど言いましたように、1坪60円から90円ぐらいの坪単価で1年間を貸しつけるということでございますので、非常に若い人が家を建築にするのにとっては、土地を取得し、なおかつ家を建てるっていうのは非常に大きな財政負担が要るわけですが、そこが軽減されて、家を早くここに建てるということで、その家を建てるということがまず定住、そして子育て支援につながるんだらうというふうに思っております。私たちが今計画をしようとしております若者定住住宅と非常に相容れるもんがあると思いますので、これらを参考にさせていただきたいと思っております。

効果はすごくあるというふうに、この東串良町では出ております。児童や生徒数が増加しておるとか、または家を建てることによって固定資産税の税収が上がるとか、そしてまた若い人が住むことによって地域経済に大きく貢献しているとか、または若い人が定住する大きな一つの団地ができつつあって、その周辺にも新築希望者がどんどん出ておるというような効果があつておるようでございます。

ただ、問題点も聞いておりますが、やはり自分の土地でないものですから、抵当権の設定ができないということも一つあるようでございますし、また3年間のうちに建築をすべきという条件がついておりますので、3年間のうちに、どうしても仕事の関係上、そこに建てられなかった場合には、これを解約するというケースも時々ではありますが出ているというような問題もあるというふうに聞いておりますが、いずれにいたしましても、周防大島町でもこれらを参考に、ぜひとも取り組ませていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、教育委員会のことは教育長さんにまたお願いしたいと思いますが、屋代川につきましては、もう何度もこの御要望いただいておりますし、私たちも御答弁をさせていただいておりますが、屋代川の浚渫等の維持管理につきましては、自治会からも毎年要望いただいております。町からも、その都度、県に対して予算の確保をしていただくようにと、そしてまた、早期に改善するよう強く要望しております。県からは、浚渫については治水上の観点から、町内の県管理の河川全体の中で優先度を決めて予算を要望し、実施し、屋代川についても毎年計画的に実施をしているというふうに聞いておるわけでございます。同じような答弁になりますが、27年度も引き続き実施する予定と伺っておりますので、今後とも、私たちも県に対しまして強く要望させていただきたいと思っておるところでございます。

引き続き、イノシシの対策の現状と今度の対策についての御質問でございますが、町内のイノシシにつきましては、まず平成14年でした、初めて捕獲したのが。平成14年初めて捕獲をして以来、駆除実績とすれば相当実績は上がっておるわけでございますが、農作物への被害についてはどんどん増加しているというのが現状で、その対策については本当に苦慮しているという状況であります。生息範囲も町内全域に広がっておりまして、最近では住宅のすぐ近くでの目撃情報も多く寄せられております。

これまで、猟友会の協力による町内全域での継続的な捕獲活動を行う中で、今年、平成27年度の中で、9月までで755頭捕獲をいたしております。平成26年度の同時期でありますと707頭ということでありましたので、比較いたしましても、既に48頭は増加しておるということでございます。

また、このような捕獲状況から、平成27年度末の捕獲総数を1,800頭と予想いたしております。過去最高を記録した平成26年度1,621頭と比較して、179頭の捕獲数の増加を見込んでおるわけでございます。

有害鳥獣捕獲委託料につきましても、平成27年度の当初予算1,400頭分で980万円を計上いたしておりますが、12月の補正予算で、現在、増加分の400頭、280万円を補正計上させていただいております。このように、捕獲頭数につきましては過去最高を見込んでおりますが、生息数はもっと増加しておるのではないかというふうな推測もあります。

今後も被害を最小限に食いとめるための対策としては、現状では捕獲と防御しか方法がないというふうに感じておるわけでございまして、今後とも、猟友会の協力をいただきながら継続的な捕獲をお願いするとともに、防御として、3戸以上が隣接した一つの団地の農用地を対象とした侵入防止柵等の設置を支援する国の補助事業の活用、そしてまた、町の単独の防護柵の設置経費の補助、これらによる対策を継続的に実施していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、国、町による防護柵の設置に対する補助事業の年度別の実績について報告したいと思いますが、最初に、国の補助事業、鳥獣被害防止総合対策事業の実績について説明いたします。

平成23年度は、防護柵の設置延長7,400メートル、防護柵の種類はワイヤーメッシュの柵でございますが、受益戸数が46戸で、防護柵の設置箇所は14カ所、事業費にして736万1,000円ということになっております。ちょっと24年は実績がないのですが、25年度は防護柵の設置延長が2,616メートル、防護柵の種類がやはりワイヤーメッシュ柵であります。受益戸数が51戸、防護柵の設置箇所が5カ所、事業費は156万3,000円となっております。26年度は、同じように設置延長が5,364メートル、受益戸数が73戸、設置箇所が8カ所で、事業費が309万2,000円。今年度でございますが、今年度は防護柵の設置延長が3,169メートルで、受益戸数が48戸、設置箇所数は7カ所でございますが、事業費は160万9,000円というふうになっております。

なお、補助につきましては、全ての事業年度におきまして、全額の補助と。国の補助決定額より事業額がイコールだったものですから、全額の補助となっております。仮に、事業費が国の交付決定を上回った場合には、個人負担が発生するということとなります。

次に、町の単独事業でございますが、鳥獣被害防止施設等整備事業の実績についてでございますが、平成24年度は補助承認件数が107件、受益面積が21万7,138平方メートル、防護柵の延長は2万7,476メートル、補助金の額は349万3,000円、25年度は補助の承認件数が173件で、防護柵の延長が3万3,453メートル、補助金額が499万2,000円、平成26年度は補助の承認件数が333件、総延長が6万3,059メートルで、補助額が1,023万7,000円、今年度は11月末現在の実績として、補助件数は230件、柵の延長が3万6,995メートル、補助額が652万2,000円となっております。

今後の新たな対策といたしましては、まず捕獲機材の整備として、今年度新たに箱わなを10基程度購入を予定してございまして、現在設置しております15基からの増設を行い、くくりわなとの併用により、捕獲の強化を図りたいと考えております。

また、専門家による調査研究として、山口大学と周防大島町との包括的連携協力協定の一環として、山口大学農学部の准教授で山口県有害鳥獣対策協議会の会長であります細井栄嗣先生に、

イノシシ対策について調査研究を、平成28年1月から依頼する予定にいたしております。この調査研究の経費として、12月補正予算に有害鳥獣対策調査研究委託料16万円を計上しております。さらに、平成28年度当初予算にも同委託料を計上する予定であります。イノシシに生態に詳しい細井先生には、周防大島町のイノシシの生態調査に始まり、捕獲方法や効果的な対策の研究についての成果を期待しているところでございます。

このように、従来からの捕獲と防御の強化、そして効果的な対策に向けての調査研究、この3つを組み合わせながら取り組んでいきたいと思っております。加えて、行政だけの対策には限界がありますので、町民の皆さんにおかれましても、畑に果実の積み残しや残飯を捨てない等の鳥獣が寄ってこない環境づくりに努めていただきますようお願いをしておきます。

あと、教育長、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。小中学校の課題について、3点御質問いただいておりますので、お答えしたいと思います。

まず最初は、小中学校生徒のいじめ、不登校の実態とその対策です。

学校は、子供たちが健やかに成長し、自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な環境が確保されていくことが必要です。また、児童生徒が互いの意見を尊重し、協力して課題解決を図ろうとする集団づくりを推進するためにも、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にする教育を推進する必要があります。このことから、いじめは人間として絶対に許されないことという強い認識のもと、教職員は、日々、児童生徒と接しているところ

です。

いじめ防止に当たっては、町内の各学校において、毎週いじめに関するアンケートを実施し、早期発見、早期解決を目指しているところです。また、あつてはなりません、生命の危険を脅かすような重大ないじめの防止や対応を迅速に行うために、周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について、本定例会に提出しているところです。

議員さんお尋ねのいじめの実態でございますが、例年、いじめの発生件数と解決の状況を学校から報告を受けているところです。平成26年度は、小学校で5件、中学校で8件のいじめがあり、多くは年度内で解決しているとの報告を受けています。発生率は、小学校では県平均より低く、中学校では県平均より高い状況となっております。

いじめについては、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを認識し、いじめの問題については、その件数が多いか少ないかの問題以上に、生じた際の迅速な対応を図るとともに真の解決に結びつくことができるよう、各学校と教育委員会は相互の連絡、報告を密にし、いじめの発生等についてきめ細やかな状況把握を行い、対応に努力しているところです。

その点から、昨年度から本年度にかけて、いじめが解消されていない状況にはないと認識しているところです。

不登校につきましては、要因・背景が多様であることから、教育上の課題としてのみ捉えるのではなく、いろいろなことがあるというふうに考えております。また、特定の子供に特有な問題があることによって起こることではなく、どの子にも起こり得るものとの考えで、児童生徒の日々の状況把握や教育相談による個別相談の場を設けているところです。

不登校の実態でございますが、平成26年度、小学校では1人、中学校では8人の児童生徒が不登校の状況にありました。発生率では、小学校は全国、県平均よりは低く、中学校では全国平均より低いものの、県よりは少し高い状況になっております。

不登校という状況になった場合、継続することは本人の進路や社会的自立のためにも望ましいことではないことから、不登校児童生徒の解消に向けて、担任が家庭訪問を続けたり学校の情報を提供したりしながら、児童生徒と学校が関係を継続する働きかけを行っています。

不登校の要因・背景が多様であり、学校だけで解決することが困難な状況になっていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校教職員の連携を図りながら対応をしているところです。今年度はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に伴う事業の拡大により、実績として11月までにスクールソーシャルワーカーは延べ200時間、町内の学校や家庭に派遣され、専門家による支援や解決を試みる事ができています。

また、さまざまな事情で登校できなくなった児童生徒のための通級施設である「あろは教室」は、平成25年度設置、教員OBによる支援が年間を通して行われています。以前は児童生徒の支援のみでしたが、現在は不登校の児童生徒の保護者が悩みを打ち明ける場としても活用されているところです。

教育委員会といたしましては、今後も生徒指導上の諸問題の早期解決を目指し、生徒指導、教育相談体制の充実強化を図るとともに、外部専門家や関係機関との連携により、児童生徒や家庭、学校への専門的な相談、支援機能の充実に向けて支援を図りたいと思います。

では、次にまいります。世界から見る日本の教育予算の現状について、OECD比較です。

広田議員さんの「世界から見る日本の教育予算の現状」についての御質問にお答えします。

新聞報道によりますと、経済協力開発機構（OECD）が本年の11月24日に発表した「図表で見る教育」2015年版の中で、加盟各国の国内総生産（GDP）に占める学校など教育機関への公的支出の割合を発表しましたが、日本は3.5%で、比較可能な32カ国中、スロバキアと並んで最下位でした。

2015年版は、まだ英語とフランス語で公開されており、まだ日本語版が出ておりませんので、日本語版の「図表で見る教育」2014年版をベースに答弁させていただきます。

なお、本年度から2015年版から就学前教育費を除くということが出ましたので、少し数字が変わっていますが、就学前教育費を除き小中学校から大学までの支出というのは本年度ですが、昨年度までは就学前教育費も入っております。

OECDの「図表で見る教育」2014年版の諸外国と比較した日本の教育投資の資料によりますと、公財政教育支出の対GDP比では、日本は3.8%であり、OECD平均の5.6%を下回り、データの存在するOECD加盟国31カ国の中で最下位にあります。

また、在学1人当たりの公財政教育支出のGDP比を教育段階別で比較しますと、初等中等教育段階では、日本は他のOECD加盟国と同様の水準となっています。これは、少子高齢化の進む我が国においては、先進諸国の中で、15歳未満の人口の割合が最も低いからと考えられます。一方、就学前教育段階と高等教育段階では、OECD加盟国の平均を大きく下回っております。

次に、一般政府総支出全体に占める公財政教育支出の割合は、日本が9.1%であり、OECD平均の12.9%を下回り、データの存在するOECD加盟国31カ国の中では、下から2番目です。

以上のように、日本の公教育支出はOECD加盟国と比較して少ないという結果が出ております。

以上、世界から見る日本の教育予算の現状（OECD比較）について報告いたします。

3番目は、中学校の統合問題を考えるには、住民説明会を開き、町民の要求をよく反映するよう求めるについてお答えしたいと思います。

今年度行いました中学校統合に関するアンケート調査は、平成19年4月に出されました小中学校統合問題推進協議会の答申書及びこの報告書を踏まえた周防大島町中学校統合方針に基づき行ったものであります。現在の教育委員会会議において協議を行った結果、周防大島町移行後、約2年半にわたる保護者の皆様への説明会、学校統合問題懇談会及び町議会全員協議会など、延べ50回に及ぶ協議の後に出された答申書は尊重されなければならないと考えております。

よって、「平成29年4月に1校を目指す」との統合方針のもと、答申書が求めている「平成29年4月に1校を目指す、社会情勢の変化や保護者・地域の声に配慮しながら進めること」に基づき、今回アンケート調査を行ったものであります。

したがって、今回のアンケート調査は、中学校を1校にする前提で、1校統合の実施すべきかどうかを問い、実施すべきであれば、その時期と現在の中学校校舎のうちどの校舎が良いかを聞いたものです。

調査対象は、現在の小中学校児童生徒及び未就学の児童を持つ保護者、小中学校の教職員、学校運営協議会委員並びに現在の中学校生徒といたしました。その結果は、保護者では1校統合に

「統合すべきである」と「早めに統合すべきである」と回答した賛成系意見と、「時期尚早である」と「統合しない方がよい」と回答した反対系意見がほぼ半々、教職員と学校運営協議会はいずれも賛成系意見が多く、中学校生徒は逆に統合反対系の意見が多くなっております。

また、統合賛成系意見の方に尋ねた学校統合期日は、全調査対象者の中で平成29年4月1日が最も多く、さらに同様に賛成系意見の方に尋ねた統合の校舎についても、全調査対象者が「久賀中学校校舎」を統合すべき校舎としております。

議員御指摘の、「中学校の統合問題を考えるには、住民説明会を開き町民の要求をよく反映するよう求める。」について、教育委員会内部での今後の方針決定に関する進め方ですが、まず議員の皆様方には、今回の定例会初日の全員協議会において、このアンケート調査結果について説明させていただきました。また、町民の皆様には、一昨日発行の広報12月号において、このアンケート調査結果の概要を掲載しております。

今後、保護者、教職員及び地域の代表で構成される各小中学校に設置されている学校運営協議会を旧町単位で開催し、このアンケート調査結果について報告し、御意見を承るとともに、各小中学校運営協議会で「どのような子供に育ててほしいのか。目指す子供を育てるにはどんな学校が良いのか。どんな学校規模が良いのか。」等テーマをしぼり、参加者で意見を出し合う熟議をしてほしい旨をお願いするつもりです。

中学校統合について、保護者の賛否が分かれていることをチャンスと捉え、島の宝である周防大島の子どもたちにとって、どんな学校が、どんな学校規模が良いのか、議論していただきたいと思っています。学校運営協議会の御意見を踏まえながら、教育委員会において今後の方針を協議してまいりたいと考えております。

教育委員会の方針が固まりましたら、総合教育会議で協議し、そして議会に報告し、議員の皆様御意見を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、今回提起した定住促進の柱の一つとしての東串良町、この例を事前に届けました。それで、町長のほうに見ていただき、答弁をいただきました。

その中で、やっぱりこういう事業を進めるときには、特に定住促進、これはかなり長期に考えていくべき課題だと。いわゆる、自分が云々じゃなしに、後の町民の皆さん方にもう訴えていく、そしてまた、町外からも入れるようなシステムをつくる、条例をつくるということが、私は大事と。

そしてまた、今の町民の皆さん方の形成、意見の一致、これもかなり投資を食うもんですから、そういう意味では町民の皆さん方への説明も大きな課題、得心ですよ。私たちがなんぼ必要性

があると考えても、町外から入ってくる人だけにそんなに恩典は必要ないという人もおろうし、ここの町がやったように、やっぱり町民の皆さん方にも、既に住んでおる皆さん方にも売却するという形もあろうし、いろいろあるわけですが、その辺の長期性と、一つは若い人が入って来きやすいようないわゆる価格設定、条例設定ですよね、その辺も必要に大事なところじゃないかというふうに思いますが、仮に来年度以降予算計上するとすると、私はその辺のところを含めた実地的な部分が必要になるんじゃないかと。

また、予算計上が後ですというのなら、まだ時間は十分ありますが、その辺のところについてちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 本町でも、この定住住宅についてと、住宅の用地造成についてということで、今年度いろいろ私たち自身の調査も行っておりますし、また全員協議会等で議会のほうにも御相談を申し上げておるところでございますが、これまで説明しておること、特に大きく変わったことはないのですが、できるだけこの大島に住んでいる方にも提供するということも含めて、そして大島から外に仕事に行っておる方も含めて、ここから通えるというような形で、そういう場所を造成したいというふうに思っております。

いくなれば、条件的に町外から来られる方も当然なんですけど、実は町内におる方が、例えば住みかえてここに家を建てて、そして外にも通う、内にも通うと。内でも当然のことですが、外にも通えるという条件を満たしていきたいということに思っております。

要するに、条件がよくて、そして優良な宅地であって、なおかつそれが格安であるというふうには、いいものでなければ、いいとこでいいものでなければ、そんなに魅力がないということになりますので、まさにその東串良町のこの広報の写真を見させていただきますと、非常に条件的にもいいとこが、金額でいいますと非常に格安にということでございますので、今私たちが目指そうとしておること非常に合致しておるのではないかとこのように思っているところでございまして、新年度の予算の中に計上させていただきたいというふうに思っているところでございますので、また議員の皆さん方の御協力をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ひとつこれは私からのお願い部分ですが、やっぱり土地取得が大きな側面として、実際的には子供たちのいわゆる学校の関係ね、そして通勤の関係、これいかにも大きいんです、実際に聞いてみますとですね、子供たちはほいじゃ学校に行くのにどれぐらいかかるんかねというのが大きいし、病院はどうかね。そしてまた、いわゆる大人の通勤時間の関係ということが大事なテーマになってきますのでね、狭い範囲で考えんこう、やっぱり通勤圏で通勤が便利だ、例えば開作から屋代、三蒲の向こうの棕野ぐらいまでを、やっぱりきちっと町民

の皆さん方に訴えながら聞いていくべきだという立場が私の立場ですから、町長の立場じゃないんで、いろいろ選定してください。

そしてまた、広がるように、自分のその政策が広がっていくということが、やっぱり町民に対しての一つの責任があるというふうに思いますので、ぜひその辺を考えながら詰めていってください。俗語で悪いですけど、詰めていってくださいということでもあります。

さて、2件目のいわゆる教育の課題、先ほど教育長の答弁を見てみると、やっぱりいじめ、不登校の問題が述べられました。実態と対策がですね。そういう中で、私がいつも考えるのは、子供たち、最近ずっといわゆる先生方の学習指導要綱、そしてまたいろいろないわゆるかかわりになる部分、いわゆる一番心配しているのが競争主義、これが第一義的になって、本来の学ぶことの大切さ、これがおろそかになっている。

言葉で言えば、学ぶと勉強っていうのは、私はちょっと乖離があるんじゃないかなと。学ぶことと勉強っていうのは、乖離があるんじゃないかなと。子供であれ大人であれ、基本的には学ぶことというのは、ある意味心理の探求であり、実際的にはいわゆる要求につながっていくもの。勉強っていうのは、どうしても概念として上から押しつけられるもの。子供時代の勉強という概念がね、なかなかそこに閉塞感が生まれよるんじゃないか。

そして、いじめの問題が発生したり、不登校につながったりという状況があるんじゃないかと。これ教育委員会だけの責任じゃありませんが、そういう点が危惧しよるところです。

最近特に、新学習指導要項や実際的な教育関係のニュース見ても、そういう点がうかがわれると。やっぱり子供たちの居場所づくり、不登校やいじめをなくするための居場所づくりも、大きくいわゆる取り上げてみたら、取り扱ってみたらどうなんだろうかなと。

先ほど答弁では、勝手に出かけて行って云々とか、いろいろ言われましたが、実際的にはそういう居場所づくりがなくなって、鬱積感がたまるという悪循環につながってるんじゃないかと、いじめにつながってるんじゃないかというふうに考えますが、その点についてどうなんだろうかということで聞いておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。今広田議員さんがおっしゃった居場所というのは、大変大事だと思います。それから、私は学校の魅力の一つが学ぶ楽しさだと思うんですね。今までできなかったことができるようになる、わかったらちょっと深くわかる、できるようになる。そういうことで、やっぱり魅力ある学校をつくるというか、落ち着いた学級をつくるのが、あるいは落ち着いた学校をつくるのが、結果としていじめの減少につながると思います。

それはゼロにはなりませんけど、あっこに行ったら友達がいるとか、話せる先生がおるとか、そういうふうに自分を出せる場、そのためにはどういうふうな学級づくりがいいかっていう形は、

僕たちも気をつけているところです。やっぱり学校は学ぶ場所ですから、登校してこれができたよ、わかったよっていうのが、やっぱり大事だろうと思うんですね。それがお互いに相手が認められる、あるいは相手のよさを認める、そういう環境をつくるのが、長い目で見れば大きないじめ対策、大きな不登校対策と思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ぜひこのいじめ問題、ゼロにはならんと言いましたが、まさしくこれこそゼロを目指して頑張って、いじめや不登校がない大島の中学校ということで頑張るべきじゃということをおきたいと思えます。

それと、2点目として、OECD比較、いわゆる予算の比較の中で、それじゃOECDの中でどういう位置にあるのかということで、先ほど答弁しました。実際的には、日本の教育現場は早く言えば、子供たちに対してもいわゆる予算が少ないし、教職員に対しても予算が確保されてない。それで、実際的には先ほど言いましたいわゆる新学習指導要綱でも、教員のやっぱり逆に鬱積もたまっている。

教育機会の各全国のニュースがいつとると思えますが、学校の先生方のいわゆるあれは何ちゅうんですかね、病気、（「メンタルですか」と呼ぶ者あり）メンタル部分の病気、これがかなりふえとるんじゃないかと。いわゆる先生方が学校によろしくなる状況、これ不幸な状況なんですよね。

本来なら、きちっと行って子供たちと一緒にあって、一緒に喜びや悲しい部分、一緒にやっっていくわけなんですけど、教員が逆に出不くなくなっちゃう人が多くなっているという現実があるんですけど、その辺はニュース等で流れてきませんか。（発言する者あり）はい、現状はわかりますか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 具体的な今数字は覚えてませんが、年々増加してるというのは覚えております。それぞれ先生方がある意味で不登校というか、学校に来られない理由は幾つかあるんですけど、やはりその原因の一つは、学校自身が風通しがいい学校、いろいろな意見をお互いに言い合う導入性の高い学校はなりにくいんです。

ただ、気質の問題があって、やっぱりそういう傾向のある人は逆に学校現場というのは人対人が多いもんですから、例えば保護者対応の方とか、地域対応で困った方がいるかもしれない。そのときに相談ができれば行くんですけど、自分が抱え込んでしまうと、行き詰まることもあります。

一概に言えませんが、今そういう関係で全国的にふえてきてるというのは、存じ上げております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的にいじめ、不登校の本来解決に携わるべき先生方が、そういう状況が一方で出よる。そして、今から先いじめ、不登校は父兄の皆さん方、学校、教育委員会一緒になって解決していかんにゃいけん課題ということで、ぜひ取り組んでいただきたいし、先ほど言いました世界の中の日本の教育予算の低さ、これはきちっと教育委員会も現状を正しくつかんで、やっぱり矛盾の原点、例えば教職員の配置基準にしても、世界とこの予算がないことよつての配置基準も低いし、そういうところも新たにに取り組んでいただきたいと。これ教育予算の増額は、町長部局にもしっかり応援していただくように求めておきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、ちょっと気にかかるんですが、いわゆる「先日来中学校の統合問題でアンケートをしました」という答弁がありました。そこで、「これが半々ぐらいだからチャンスだ」という言い方にとれたんで、それは私の誤解だと思うんで、ちょっともう一回答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。言葉足らずだったら許してほしいんですが、つつい教育と学校と誰か任せになる可能性ゼロじゃないんですよね。だから、統合が本当にいいか、賛成と反対者がいるとしたら、本来なぜ統合するかといたら、子供たちを育てるためです。じゃあ、どういふふうな将来子供を育てたいのか、そのためには、例えばですよ、クラスがえがでけるほうがいいとか、ないとかあるじゃないですか。そういう意味で、しっかり子供たちの現在、あるいは将来を考るいい機会だという意味のチャンスです。

だから、半分賛成がおるから、強引に走りますよという意味じゃ毛頭ありません。そこはちょっと御理解くださいませ。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私がいつも住民の目線というのは、やっぱり長年周防大島町で育つてきて、そして子供をつくり、そして育てやってきた人の声も大切にしなさいよという立場で言うておりますので、これはほかの各あれを考るにしても一緒です。実際的に町民の声をしっかり受けとめて要求を聞いて実践していくことが大事だと思います。決して19年度、いわゆる答申すべきと、ただし云々というくだりの部分は、やっぱり現在の実態をよくよく捉えて考るいただきたいというふうに思います。

長い文章ですからね、捉え方を間違うたらうんちゅうてから、すごい難しい文章を見るよなんです。ほいじゃけえ、それはきちっとこの間全協で報告したときも、それ1回じゃすごいわかりにくいんです。2回も3回も見て、いわゆるわかるかなと、私の水準だったらですね。ほ

いじゃけ、そのぐらい難しい問題ですから、しっかりやっぱり住民説明するときはね、誤解がないようにしてください。

既に初日の日に、もうどこどこへ決まったんかねっちゅうてからいう問い合わせがあるんで、それは笑い話でも聞いたことはないよということで答えておりますので、誤解がないように中学校の統合問題については、慎重な立場を堅持していただきたいということを、重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

それとあわせて、その前に、屋代川問題がありました。まあこれも町長もしつこいなというぐらいに思うちよると思います。それで、一つのくくりとして、沿線の皆さん方にね、町独自のアンケート実施をしたらどうじゃろうかっちゅうことなんです。

町長も知っちよるように、各毎年のように各自治会から要望書みたいなのつくる、それは当然と思うんですよ。今の現状を見たら、こりゃあ地元じゃできんでっちゅうところから、これは高齢化した中でも何とかできるかのっちゅうところで、いろいろあるかもわかりません。

例えば、よく例に出すのが、羽越から上部分、次の川までですね、ここは浚渫をやったんです、合併前後したごろ。それから十三、四年で、今の現状をかなり保ちちよるんですよ。浚渫して、そしてバラスといいますか、あれをひいたところ、これは町長も行って見てください。通ってください。

それで、それ以外で言えば、例えばこの間事業費が3億円ぐらいだったですよ。

○議長（荒川 政義君） 広田議員、時間。

○議員（4番 広田 清晴君） あ、時間。まだあったろうか。

それじゃ、くれぐれも言うときますが、時間がこんなに早う来るとは思いませんでしたが、（笑声）実際的には屋代川にしても、イノシシ対策にしても、県予算であれ町予算にかかわりますので、ぜひ要望なり予算づけ、町予算部分は予算づけですが、ぜひしっかりつけていただきたいということを述べて、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、広田清晴議員の質問を終わります。

暫時休憩します。1時まで。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から、日程第10、議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の議案1号、一般会計補正予算について、賛成の立場から討論しときたいというふうに思います。

実際的に、今まで私は討論においては一般会計においては当初予算からどういうふうに予算をつけていくか、これが補正の仕事であるということで討論してきました。今回は実際的に、ほいじゃあ今回の補正予算の中で、どういう前進が見られるのか、この立場から討論したいというふうに思います。

1つは、当たり前のことですが、国保会計に対する繰出金であります。これは、全協でこうした点については国保の基金が枯渇するので、いわゆる一般会計から繰り入れしなさいということ全協で主張しました。私だけでしたが、一応今回の補正を見ますと、一応全額国保への繰り出しということになっております。これが1点です。

それと2点目が、いつも私が大事にするのが、いわゆる町民の暮らしや福祉、環境整備にどう予算づけをするのかという点であります。この点でも4支所関係では数字が違わんようにしときたいと思いますが、大体950万円ぐらい。そして河川維持といわゆる土木関係の橋梁維持関係、これがかなりついております。金額で言えばかなりの金額、補正の中の占める割合が今回かなり大きくなっていると、この点を2つ目として述べておきたいというふうに思います。

それと、金額が少ないわけですが、この時期になるとどうしてもイノシシ対策、これを十分やってくださいということを毎回言うております。この点でもこれで足りるんかという疑念はありますが、一応200万円を超える補正がついていたというふうに考えます。

以上、今回については、この補正のみについて賛成討論としておきたいというふうに思います。
以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第6号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第7号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第8号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第9号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第11号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてと、日程第12、議案第12号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

12月10日の本会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、2議案について常任委員長の経過並びに結果の報告を求めます。魚原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（魚原 満晴君） 議案、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

当委員会は、12月15日、委員5名出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。審査に当たりましては、議案について執行部から説明を求め質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第11号と議案第12号をともにお手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、双方とも可決するべきものと決定いたしました。

審査の結果における発言のうち、主なものについて申し上げます。議案第11号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、住民にとってちょっとでもメリットがとの質問に対し、各種申請時によってマイナンバーを記入することで添付書類を省略できる場合があるとの答弁でした。通知カードを受け取った場合は、との質問に対し、12月10日現在91%の世帯が受領されているとの答弁でした。

次に、議案第12号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置の条例の制度について、いじめ問題に関する条例の近隣市町の制定状況はとの質問に対し、柳井市、岩国市、和木町が平成27年3月、そして田布施町が平成27年9月に制定、平生町と上関町が平成28年3月に制定の予定との答弁でした。

いじめ問題調査委員会といじめ調査検証委員会の構成員と各委員会の役割はとの質問に対し、いずれも構成委員は医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、教育関係者などである。調査委員

会でいじめ問題を調査し、町長に報告する、町長が調査不十分と判断したときに調査委員会と異なる委員で構成する調査検証委員会では、再度調査することになるとの答弁でした。毎週アンケートをとっているとのことであったが、何か判明したことがあったのか、また情報交換とはどのようなものなのかとの質問に対し、昨年度において小学校では5件、中学校では8件のいじめがあったとの報告を受けている。今年度は現在のところ学校へ行きにくいなど、深刻な問題は発生していない。情報交換会は、学校単位で学校の中で教員がお互いの児童、生徒理解として開催されている。どんなに少なくとも、月に1回は開催されているとの答弁でした。

また、この条例が制定されていることで、いじめ問題が早期に解決されることを期待するとの賛成討論がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、総務文教委員長長の報告が終わりました。

これから質疑に入ります。総務文教委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

これから、討論・採決に入ります。議案第12号討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の条例設置は、マイナンバー実施にかかわるいわゆる町条例の設置の原案となりました。私は、ずっと質疑の中で言ってきたことを中心に討論を反対の立場から討論しときたいというふうに思います。

まず1つは、今、日本全体でどうなのかという点であります。実際的に日本に住民票を持つ人全員に12桁の番号を割り振りし、国がさまざまな個人情報を管理する今のマイナンバー法ですが、混乱がおさまっていないという状況を明らかにしたいというふうに思います。

今、委員長が聞き取りにくかったですが、数字的には周防大島町でもその範囲を脱却していないということであります。しかし1月利用開始を実際的にはうたっている。時期尚早だという点であります。

番号を通知するカードの郵送が大幅におくれたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、国民の不信は募るばかりです。それどころか、詐欺に遭うんじゃないかという恐れが非常に強いというのが、私が聞くところの範囲です。

そしてまた、マイナンバーそのものは生まれた赤ちゃんからお年寄り、外国人も含めて日本で住民登録している約1億2,000万人に番号をつけ、当面は1月からということですが、中身は社会保障の手続などに利用させようという仕組みであります。

これがいかにドタバタしているかと言えば、先日15日だったと思いますが、厚生省通知で介護保険にかかわる部分、マイナンバー部分が今ごろ出よるんです。どういう取り扱いをするか、それは担当のほうもよく調べていただきたいんですが、実際にマイナンバーがなくても、いわゆるそのナンバーを知らなくても手続ができる、それは担当職員の信頼や住基ネットに番号振り分けられているという内容で、これもいわゆるつけなくてもいいですよという対象範囲ですよということを改めて厚生省が通知を出すという状況です。

そのほか、私も質疑で当町の場合を質問しました。いわゆる郵便局から返ってきた状況、これも通知しましたが、受け取り人不在で手渡せないケースも続発しておると。自治体に返送された通知カード、全国の自治体ですが5,000万通に上るという状況も全国での指標として報告されております。

また、ほいじゃあなぜそういう混乱が起きたかという、5,600万世帯に簡易書留を1カ月で届ける、こういうのがそもそも無理じゃないか、過去に事例のない異次元の数字だというふうに言われております。

また、もう1つは一人一人の生活状況を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を一律に送りつける政府の乱暴なやり方が問われておりますという点では、認知症などマイナンバーをしっかりと管理できない人への対応の仕方も不明確。医療、介護、福祉の現場が苦悩を深めているんだという点もきっちり入れとくべきではないかというふうに考えます。

それともう1つ非常に危険な点として、当初は銀行とのネットワークありませんが、個人資産で、いわゆる民間とのやりとりが可能になるという点が、また非常に重大な問題を含んでいる。全国でもマイナンバーカードやっておりますが、民間と政府自治体とのいわゆるやりとりができるというのは、世界でもマイナンバーをやっている自治体であってもほとんどないと、アメリカぐらいではないかということも言われております。非常に危険なこういう制度、これを1月いっぱいに出発するということは、私は議員としては非常に問題があるし、そのもの、中身を検証していく必要がある、危険性を検証し再点検する必要があるという立場から、今回のマイナンバー実施に伴う条例設置については反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 先ほど私の発言で、議案第11号を12号と言い違えました。申しわけございません、訂正をいたします。

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。議案第12号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。尾元副議長、議長席のほうへ登壇願います。

〔議長退場、副議長着席〕

○副議長（尾元 武君） 会議を再開します。

荒川議長が議会運営委員会委員の辞任願を提出し、席を外されました。したがって地方自治法第106条に基づき、議長に事故ありとみなし、小職が議長を務めさせていただきます。

日程第13. 議会運営委員会委員辞任について

○副議長（尾元 武君） 日程第13、議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。荒川議長から、都合により議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 異議なしと認めます。よって、荒川議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

場外の荒川議長に入場していただきます。

〔議長入場〕

○副議長（尾元 武君） 荒川議長に申し上げます。先ほど提出された、議会運営委員会委員の辞任は許可されました。荒川議長、議長席に登壇願います。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（荒川 政義君） 会議を再開いたします。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選任を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選任を行うことに決定しました。

追加日程第1. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の指名につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名につきましては、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、久保雅己議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、久保雅己議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

日程第14. 議会広報編集特別委員会委員の辞任について

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議会広報編集特別委員会委員の辞任の件を議題とします。魚原議員から都合により、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があり、本件は地方自治法第117条の規定により、魚原満晴議員の退場を求めます。

〔魚原満晴議員退場〕

○議長（荒川 政義君） お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって魚原議員の議会広報編集特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。場外の魚原議員に入場をいただきます。

〔魚原満晴議員入場〕

○議長（荒川 政義君） 魚原議員に申し上げます。先ほど提出された議会広報編集特別委員会委員の辞任は許可されました。

お諮りいたします。ただいま議会広報編集特別委員会委員が欠けましたので、議会広報編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選任を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選任を行うことに決定しました。

追加日程第2. 議会広報編集特別委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 追加日程第2、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。議会広報編集特別委員会委員の指名につきましては、議長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員の指名につきましては、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって尾元武議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって尾元武議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第15. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、同意第1号、周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本件は地方自治法第117条の規定により、松井岑雄議員の退場を求めます。

〔松井岑雄議員退場〕

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号、周防大島町監査委員（議会選出）の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員が、昨日16日付をもちまして辞任されましたので、新たに松井岑雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会にお諮りするも

のであります。

松井氏は、周防大島町で議会選出の監査委員を歴任されておまして、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識や経験を有しておられます。人格高潔かつ公正で、周防大島町監査委員として最適とあると考え、お願いするものでございます。任期につきましては、議員の任期によることとされております。議員各位におかれましては、松井岑雄氏の監査委員選任につきまして、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。これより起立による採決を行います。同意第1号、周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。松井議員に入場をお願いいたします。

〔松井岑雄議員入場〕

○議長（荒川 政義君） ただいま同意されました松井議員より御挨拶をお願いいたします。

○議員（9番 松井 岑雄君） しばらくの間、遠ざかっておりましたので、以前のことは、皆忘れてるんじゃないかと思っております。しかしながら、残す議会もあと少しとなりましたので、西本代表監査委員さんに習いながら、正確にさらにシビアに監査を今後行っていきたく思いますので、議会の皆様の御協力もよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第16. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。趣旨説明を求めます。平川敏郎議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 本日提案いたしました、発議第1号周防大島町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、全国町村議会議長会が標準町村議会会議規則の一部を改正したこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条でございますが、欠席の届け出について、これまでは事故による欠席の届け出のみを規定していましたが、このたび標準町村議会会議規則

が改正され、出産の場合の欠席の届け出についてが新たに規定されました。このことに伴いまして、本町におきましても、女性が活躍できる環境を整備し、男女共同参画による議会の活性化を推進するために、第2項を追加し、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、欠席届を提出することができるものと規定するものであります。なお、施行日は公布の日としております。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。御苦労さまでした。これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成27年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後 1 時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

副 議 長 尾元 武

署名議員 吉田 芳春

署名議員 濱本 康裕